

**平成 2 1 年度
第 1 回石狩市社会福祉審議会**

- 日 時 平成 2 1 年 7 月 7 日（火） 午後 6 時 1 5 分開会
- 場 所 石狩市役所 5 F 第 2 委員会室
- 出席者 鎌田保健福祉部長・沢田こども室長・櫛引福祉総務課長・久保こども家庭課長・
下澤児童館長・我妻福祉総務課主査・木澤福祉総務課主査・久保田課長（社協）
後藤委員・鈴木委員・若狭委員・木村委員・北原委員・柏野委員・山田委員・若
林委員
- 欠席者 なし
- 傍聴者 1 名
- 議 題 (1) 認定こども園の新設について（報告事項）
 (2) 児童館の新設について（報告事項）
 (3) 石狩市地域福祉計画の策定経過について（報告事項）
- 配布資料 別添のとおり

1 . 開会

○ 櫛引課長：皆さん、こんばんは。定刻となりましたので、ただいまから平成 2 1 年度第 1 回石狩市社会福祉審議会を開会いたします。

なお、本審議会は石狩市社会福祉審議会条例第 6 条第 2 項の規定に基づきまして、委員の 2 分の 1 以上の出席がございますので、会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

はじめに、本日配布しております本審議会への提出資料につきまして確認させていただきます。

大きく分けまして 2 つの資料になっております。一つ目は、会議次第が載っています薄めの資料、二つ目が、別冊といたしまして「地域福祉計画の策定」に関する厚い資料でございます。こちらは、計画原案を策定する市民会議であります「石狩市地域福祉推進会議」に提出いたしました第 1 回から第 4 回までの資料になります。資料は以上でございます。

なお、ここで本年 4 月 1 日及び 6 月 1 日の人事異動に伴いまして鎌田部長より職員の紹介をさせていただきます。

○ 鎌田部長：6 月 1 日付けで新しくこども室長になりました沢田室長と 4 月 1 日付けでこども家庭課長になりました久保課長です。その他に障がい支援課長が変わっておりますので、次回以降出席の際に改めて紹介させていただきます。

○ 櫛引課長：それでは、本審議会の開会にあたりまして、後藤会長よりご挨拶をいただき、引き続き議事の進行をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

2．会長挨拶

○後藤会長：

（後藤会長挨拶）

それでは、会議次第に基づきまして、議事を進めさせていただきます。

本日は、報告事項が3件でございますので、1件ずつ事務局から説明していただき、その後に質問・意見等をお受けするという形で進めさせていただきます。

早速1番目の「認定こども園の新設について」事務局より説明願います。

3．報告事項

○久保課長：私から、資料1ページから3ページまでの認定こども園関係について、ご説明申し上げます。

資料1ページの認定こども園制度の概要でございますが、「認定こども園」とは、平成18年10月1日「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の施行に基づきまして、就学前の子どもに対し、教育・保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援事業を行う施設でございます。

「認定こども園」の機能といたしまして、幼稚園、保育所などのうち、といたしまして、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能。これは、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能でございます。といたしまして、地域における子育て支援を行う機能。これは、すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能でございます。以上の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けることができます。

これまで、幼稚園は、3歳から就学前の子どもに対し幼児教育を行う施設、保育所は、保護者の就労などの事情により、家庭で養育できない0歳から就学前の子どもを保育する施設として、その位置付けが区別されてきました。しかし、近年、保護者の就労の有無で利用する施設が限定されてしまうことや、子育てについて不安を感じている保護者への支援が不足していることなどの問題から、既存の幼稚園と保育所の枠組みを超えて新たな仕組みが求められ、できたのが「認定こども園」です。認定こども園には、資料の下の方になりますが、地域の実情に応じて次のような4つのタイプがございます。

一つ目といたしまして、「幼保連携型」。認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプでございます。

二つ目といたしまして、「幼稚園型」。認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプでございます。

三つ目といたしまして、「保育所型」。認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで、認定こども園としての機能を果たすタイプでございます。

四つ目といたしまして、「地方裁量型」。幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプでございます。

なお、認定こども園の認定を受けても、幼稚園や保育所などは、その位置付けを失うことはありません。

また、「認定こども園」のメリットの主なものといたしまして、保護者の就労の有無にかかわらず、施設利用が可能になる。育児不安の大きい専業主婦家庭などへの支援を含む、地域子育て支援の充実が図られる。保育園児に対しても、幼稚園児と同様の幼児教育が受けられ、教育活動の充実が図られる。幼稚園の預かり保育の時間も、保育園の保育時間に合わせ、更に、延長することができる。既存幼稚園の認定こども園化により、待機児童の解消が図られる。などの多様なニーズに対応できる効果が期待されます。

次に、資料２ページの、今年度花川南地区に整備いたします、市内で初めての認定こども園の新設概要について、ご説明申し上げます。

認定こども園のタイプといたしましては、認可幼稚園と認可保育所が連携して、一体的な運営を行う、「幼保連携型認定こども園」でございます。定員区分は、既存の認可幼稚園３歳～５歳児、定員１２０名に、認可保育所０歳～５歳児、定員１２０名を新設いたしまして、一体的な運営を行うものでございます。

具体的には、保育に欠ける０歳から２歳児に対しては、保育所と同様のサービスを行い、３歳児以上に対しては、例えば、午前中の４時間は、保育に欠ける子どもも、欠けない子どもも一緒になって学級の編成などにより、共通時間を設け、幼児教育を行い、この教育が終了後、保育に欠けない子どもは帰宅しますが、保育に欠ける子どもは、引き続き保育所と同様のサービスを行うものでございます。

開設時期は、平成２２年４月１日の予定でございます。事業主体は、花川南幼稚園を運営しております、学校法人 青木学園でございます。所在地は、花川南９条４丁目８３番地で、資料３ページの位置図の、黒い部分が保育所建設予定地で、花川南幼稚園の隣接地を購入して、建設するものでございます。敷地面積は、幼稚園も含めた総面積は、 $3,351.91\text{ m}^2$ 。保育所新設部分の規模につきましては、鉄筋コンクリート造２階建てで、建築延床面積は、 $1,095.75\text{ m}^2$ でございます。事業費は、用地取得費などを含めまして、約２３５,０００千円でございます。

保育所整備費の補助金「安心こども基金」の補助基準額は１８０,６８４千円で、この内、道補助金は３分の２の１２０,４５６千円、市補助金は１２分の１の１５,０５７千円、事業者負担額は４分の１の４５,１７１千円でございます。

現在、市内の認可保育所８箇所の入所状況は、平成２１年７月１日現在、定員６３５名に対して入所児童数７８５名で、待機児童が６３名となっており、今年度秋頃のピーク時には、更に増加することが予想されますが、既存幼稚園の認定こども園化により、保育所部分定員１２０名を新設することで、待機児童の解消が図れるものと考えております。

私からは、以上でございます。

○後藤会長:ありがとうございます。今、石狩市で認定こども園を新設するということで紹介が

ありました。そして、認定こども園の特徴につきましては、久保さんから説明があったとおりでございます。この点について、確認したいことなどがあればお伺いします。

○鈴木委員:待機児童は、石狩市では増えているのでしょうか。統計的に見て。

○久保課長:平成19年・平成20年と新設保育所2ヶ所を開設しまして、一時待機児童は解消された状態となりましたが、平成20年の夏頃から再び待機児童が増え始めまして、本年の7月1日現在、63名となっております。ただ、例年のピーク時は秋頃、10月から11月頃になりますので、この状況でいきますとだいたい100名を越す待機児童が発生するものと考えております。

○鈴木委員:そうすると後2年位でまた待機児童が増えてくると予想される訳ですね。

○久保課長:平成22年4月1日現在で、保育所の新設により定員120名増という形にはなるのですが、保育所の場合、定員を超えて入所できるという形になっておりますので、今現在市内の保育所では定員のだいたい125%まで入所させている状況です。120名を新設して、一時は待機児童解消になると思いますが、再び待機児童が出た段階では、125%の入所円滑化の拡大とかを利用しながら、次期建設に向けて総合計画でも位置付けをしたいと思っております。

○後藤会長:具体的には、市では保育需要の将来予測とかを示したものはあるのでしょうか。例えば、計画とか指針とかはどうでしょう。

○沢田室長:市では、次世代育成支援行動計画を策定しておりまして、平成21年度で前期計画が終了しますので、平成22年度から新たに5年間の後期計画が始まります。現在策定中ではありますが、その中で、待機児童の解消や児童数の推計を行っていきたいと考えております。ただ、札幌圏域での児童の数というのは、不確定な要素が多くて、いろいろな社会情勢の変化で、例えば少子化ではありますが共働きの家庭が増えているという状況で、保育所に委ねる家庭がどのくらい増えるかというのが、非常に不明確な部分があります。ですから、過度な予想で定員を割るような施設を建てても仕方ありませんので、入所円滑化を使いながら適宜整備をしていくという形にはなろうかと思います。

○後藤会長:はい、分かりました。他に質問はございますか。

○木村委員:今回は、幼保連携型ということですが、幼稚園は恐らく今なかなか定員を確保するというのは難しくなっている一方で、保育所が足りない、そういう状況に対応する施策だと思います。例えばこの場合の120名というのは、今までの幼稚園の規模は同じで、保育の部分だけを増やすという計画ですが、将来的には保育に欠ける児童が増えて待機児童が増

えていくような場合に、幼稚園の定員を減らして、保育園部分を大きくしていくというような計画、さらにこういうものを作っていくというというような考え方はあるでしょうか。もう1点は、行政の指導する仕組みというのは、この場合幼稚園は教育行政ですから、今後どういう形になるのか、教えていただければと思います。

○**沢田室長**:今回は、幼稚園を活用した保育園部分の120名の定員増ですが、基本的には幼稚園の定員割れというのは、現実的に起きておりまして、逆に保育園のニーズが高まっている。このような幼保連携型でいきますと、双方認可なので、この部分は例えば将来的にニーズの動きによっては、幼稚園の定員減、保育所の定員増ということは今後あり得ると思います。ただし、認定こども園というのは、文科省と厚労省管轄と2つの制度にまたがっているので、うまく調整していかなければならないと思っています。あくまで幼保一元化にはなっておりません。

○**山田委員**:私は、良かったなというのが率直な感想です。認定こども園は、保育園の待機児童対策と幼稚園経営対策の両面があります。これからの方向としては、幼稚園経営を少なくしていくのかなという感じでいました。そこで、3点ほど確認させてください。

一つ目は、幼稚園というのは学校ですから、文科省管轄です。幼稚園教諭の免許は教育ということですから、午前は教育をして午後からは保育をやるとすれば、養成の中では保育をやっていませんので、どうなるのでしょうか。

二つ目は、幼稚園は共済、保育士は厚生年金というような制度上の問題もありますか。

三つ目は、幼稚園は原則給食が無いけれど、保育所は給食がありますから、設備の問題はどうなのでしょう。

○**久保課長**:まず、一つ目の保育士等の資格の関係になります。認定こども園の場合は、原則幼稚園教諭資格と保育士資格の両方を持っていることになります。ただし、0歳から2歳の部分につきましては、一体的な教育は行いませんので、この場合は保育士資格のみで大丈夫です。

二つ目は、今回の設置法人につきましては、平成19年に保育所を開設しておりまして、幼稚園・保育所両方のノウハウを持っておりますので、運営については問題無いと考えております。それと年金制度の中身については、我々ではちょっと判りかねますので、ご理解願います。

三つ目の給食関係につきましては、保育所の園児0歳から就学前までは、完全給食になっております。ただ、花川南幼稚園につきましては、今も週2回給食を実施しておりますので、保育所を新設することによりまして、給食設備などをさらに整備する形になります。法人側では現在、幼稚園につきましても給食の日を増やすような形で検討をしております。

○**鈴木委員**:今説明していただいた機能の中に、地域における子育て支援を行う機能というも

のがありましたので、ぜひ地域の方々の期待に応えていただけるよう十分にその機能を発揮していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○後藤会長:他に質問等はございませんか。では、無ければ今の報告を了解したということで、次の議題に進みます。次は、「児童館の新設について」を事務局から説明願います。

○下澤館長:それでは、私の方から、児童館の新設につきまして、資料の4ページから9ページにかけてご説明申し上げます。

4ページをご覧くださいと思います。はじめに、児童館新設の経緯、建設の背景についてご説明いたします。現在、花畔地域の放課後対策につきましては、児童館は「りんくる」内に開設をしております。また放課後児童会は花川小学校内の空き教室を使用して開設しておりますが、「りんくる」で開設しております花川児童館につきましては、市のこども発達支援センター所管の児童デイサービス事業の通園児童が増加し、施設が狭くなっておりますことから、現在児童館が使用しているスペースを児童デイサービス事業に拡大しなければならない状態となっておりまして、また、児童館の利用状況につきましても、運動場として使用しているスペース、交流活動室になりますが、りんくる使用の行事が多いため使用できる日が少なく、児童館機能としては十分でない状況となっております。

また、花川小学校内で開設しております放課後児童会につきましても、同校の特別支援学級児童の増加に伴いまして、障がい別に教室を分割する必要があることや、今年度から通級指導学級事業がスタートし、同校の障がい児童対策のため、放課後児童会が使用している2つの教室を学校側が使用するという事で、代替施設を確保しなければならない状況の建設背景がございまして、当該地域の児童の健全育成を図るため、市民図書館周辺に放課後児童会を併設した児童館を新設する計画の経緯となっております。

次に、建設計画に係る市民の声の反映についてでございますが、現在、市では市民と市がより良いまちの姿をとともに考え、その実現に向けて協働する地域社会の形成に取り組んでいるところでございます。その実現に向け、「石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例」いわゆる市民の声を活かす条例を制定し、その具体的な市民参加手続き方法を規定しているところであります。昨年7月に本条例の改正がございまして、公の施設の新設が新たに市民参加手続きの対象に加えられることによりまして、本計画につきましても市民参加手続きの時期につきましては、公の施設の新設に係る基本・実施設計の予算要求前に終了していることや、場合によっては事業の取り止めが可能な時期であることを考慮することになっております。

5ページになりますが、本条例に基づきました、現在執り進めております、また今後実施を予定しております具体的な市民参加手続きの内容でございます。まず市民会議の設置でございますが、10名で構成する市民会議を設置し、新児童館の必要性や、また施設機能や運営方法、利用の仕組みなどについてのご意見をいただき、子どもたちが使いやすい児童館のあり方について、今後のスケジュールの設計やパブリックコメントなどに意見反映すべくご検討いただいております。アンケートの実施でございますが、実際に施設を利用する子どもたちの声も計画に反映する

ために、建設予定地域の対象学校区であります、花川小学校、花川中学校、翔陽高校の全生徒と、児童館を利用している児童にもアンケートを実施したところでございます。また、これらの市民会議の意見やアンケート結果を参考にした事業内容により、施策の優先順位の見極めや限られた財源を有効に活用する観点から、本事業実施の是非について市民の意見を伺うため、今後パブリックコメントを実施し、その意見を踏まえ、具体的な事業予算化の是非などを検討することにしております。

次に、建設の概要でございますが、只今ご説明申し上げました市民会議などの意見を参考に、施設の基本的なコンセプトの策定を予定しておりますので、現時点では事業内容の詳細につきましては決まっておりますが、建設予定地につきましては、市民図書館隣接地を予定しております。建設予定地の詳細につきましては、9ページの図面を参照いただければと思います。敷地面積につきましては、予定地全てを敷地とした場合、3,571.39㎡となります。なお、本用地につきましては、本市土地開発公社が先行取得をしております用地となっております。次に、現時点での建設スケジュールの予定でございますが、平成21年度に基本・実施設計を実施し、平成23年度にオープンの計画となっております。

資料の6ページから8ページにつきましては、本市の児童館事業の現状や関連事業等の利用状況となっております。説明は割愛をさせていただきますので、後ほどご参照いただければと思います。

以上、児童館の新設についての報告を終わらせていただきます。

○**後藤会長**:今、石狩市で計画しております児童館新設の計画に至る経緯について、そして、市民の声を反映するために、こういう手続きも必要だという説明を受けました。土地だけは決まっているということで、市民会議の結果によって意見が変わる可能性があるということですが、この児童館建設について質問等があればお願いします。

○**柏野委員**:6ページの石狩市児童館事業の現状というところで、4ヶ所の児童館が載っていますけれども、この他に市が委託している所が何ヶ所かあると思いますが、表の中には入らないのでしょうか。

○**下澤館長**:現在、児童福祉法に定めている児童館につきましては、4児童館のみでございます。この他に放課後こども教室や放課後児童クラブの一部を委託している状況はございます。

○**後藤会長**:他に質問はございませんか。

○**木村委員**:市民参加の手続きのところ、お願いがあるのですが、施設が出来てからも子ども達が自分で意見を言って運営をしていくようなあり方というのが必要だと思います。ぜひ子ども達の意見をアンケートだけではなくて、直接聞いて議論をするような場面を作っていただけたら

いいのではないかと、できればそういう意見があったということを市民会議の皆さんに伝えていただいて、市民会議として例えば子ども達のワークショップをやることができないかなと思います。そういう事をする、新しい児童館が出来た時のトラブルが起こった時に、子ども達自身が解決していくような主体になっていくうえでも大事なことはないかと考えますので、検討していただければと思います。

○ 沢田室長: 木村委員のおっしゃるような建設後の運営に関しても、子ども達の意見を吸い上げる仕組みを構築するということは、今後市民会議の議論の中に入れていきたいと思います。

○ 後藤会長: 他に何か質問ございますでしょうか。

○ 柏野委員: 運営は他の児童館と同じようなやり方になりますか。

○ 沢田室長: はい、直営方式を考えています。

○ 若林委員: 少子高齢化の中で、子ども達が少なくなると思われるが、新設の児童館というのは、どのように考えていますか。

○ 沢田室長: 確かに子どもの数は減っていくのは間違いありませんが、親の就労状況の変化や他の機能として、子どもの居場所づくりという側面もありますので、行政としては取組みを進める必要があるのではと思っておりますし、今後少子化が加速すれば、別の用途も含めて利用を考えたいと思います。

○ 後藤会長: 他にございませんか。

○ 鈴木委員: 児童館というのは、これから必要になってきますし、今まで児童福祉の法律の中でも対策というものが薄かった印象がありますから、ぜひ手厚くしていただきたいと思います。

○ 柏野委員: この児童館が出来たときには、障がい児を受け入れてもらえるのですか。

○ 鎌田部長: そういう考えでいます。

○ 柏野委員: その時は、専門性を持ったスタッフが入るということですか。

○ 鎌田部長: そうなると思います。

○**後藤会長**:私からよろしいですか。市は保育所ニーズについてはすごく気にしてやりますが、保育所児童とたった1歳しか変わらない小学1年から3年の学童については、すごく漏れている部分だと思うのです。ですから、実際にお母さん達は学童保育所に対してどの位要望しているのか、そういうニーズを把握したうえで児童館が何ヶ所必要なのか考えるべきだと思います。現実には保育所8ヶ所に対して児童館4ヶ所という状況な訳ですから。単純に考えれば、保育所の数と同じだけ児童館は必要になるのではないのでしょうか。小学1年から3年までの子ども達を心配しながら働いている親達がたくさんいますから、そういう親達を安心させる環境を作るためにも児童館を積極的に整備していく必要があるのではないかと思います。

○**山田委員**:5ページの施設内容を見ますと、最低基準にしても大変立派な内容になっていますが、これだけの施設を作るとなればスタッフもそれだけ必要になります。児童館というものを運営する時に保育士とか元教諭とかの有資格者の方が多く非常勤職員として働いていると思いますが、例えば今後の方向として何名かは常勤の者が居て、その者が中心になって動くという形になると、より専門的な取り組みが出来ますので、中心となる何名かは常勤職員を採用してほしいと思います。

○**鎌田部長**:その件につきましては、現在、市民会議の中でどういう児童館がいいのか、いろいろなお意見をいただきながら新しい児童館の姿を作ろうとしておりますので、当然スタッフの配置についても決まってくるものと考えております。今の時点では白紙の状態ですが、市民会議の意見を踏まえて検討する必要はあるのではと思っております。

○**後藤会長**:スタッフの配置については、市民会議の中でも議論する余地はあるということでもよろしいですか。では、この児童館新設については、了解したということで次の議題に進みます。事務局より説明をお願いします。

○**櫛引課長**:それでは、報告事項の3番目「石狩市地域福祉計画の策定経過について」、お手元の別冊の資料により説明させていただきます。

本年2月25日開催の平成20年度第2回の本審議会で説明させていただきました「石狩市地域福祉推進会議」であります。第1回の推進会議は、4月24日に開催したところであります。

それでは、第1回の会議次第をご覧ください。

まず、会議次第の5「役員選出」についてであります。資料1の会員名簿のとおり16人の会員の中から、代表は旭川大学保健福祉学部教授の白戸一秀さん、副代表は石狩市特別養護老人ホームはまますあいどまり施設長の向井邦弘さんを選出しました。なお、白戸先生には、本審議会の臨時委員として次回から参加していただく予定であります。

次に、会議次第の7「推進会議の趣旨説明」についてであります。石狩市において地域福祉を推進するために、市では平成17年に平成17年度から21年度までの5か年計画であります資料2の「石狩市地域福祉計画」を、また、社会福祉協議会では平成19年に平成19年度から

21年度までの3か年計画であります資料3の「第3期地域福祉実践計画」を策定しています。

いずれの計画も、本年度が最終年度であるため、本年度において新たに平成22年度から26年度までの5か年の計画を策定する必要がありますが、この度は新たな試みとして、市と社会福祉協議会が協働で共有する一つの地域福祉に関する計画を策定したいと考えており、この計画の原案を策定する市民会議として、資料4の「石狩市地域福祉推進会議設置要綱」に基づき、本年4月に石狩市地域福祉推進会議を設置したところであります。なお、資料5の「石狩市地域福祉推進会議」の概要につきましては、すでに説明済みですので、説明を省略させていただきます。

次に、会議次第の8「策定方針案の説明」についてであります。資料6の「(仮称)石狩市地域福祉りんくるプラン策定方針(案)」につきましても、すでに説明済みですので、説明を省略させていただきます。

次に、会議次第の10「計画の進捗状況の報告」についてであります。資料7の「石狩市地域福祉計画における推進項目の取組状況」は我妻主査から、また、資料8の「第3期地域福祉実践計画の進捗状況」は石狩市社会福祉協議会の久保田課長からそれぞれ説明した後、会議次第の11「アンケート調査結果の報告」からは、また私より説明させていただきます。

○**我妻主査**:私の方からは、現行計画の進捗状況ということで、推進項目の取り組み状況について説明させていただきます。

資料の7になりますが、こちらの資料は、計画の体系と同じ形になっております。見方としては、表の上段欄外に掲げられております目標を達成するための「施策の方向」と例えば1ページ目ですと1-1「福祉教育の推進」というように表示されておりますので、その「施策の方向」ごとにポイントになる部分を説明いたしますので、恐れ入りますが、個別の施策の取り組み状況については、資料でご確認いただきたいと思います。

まず始めに、1ページ目の最初の基本目標「地域における支えあい活動の創出と人材育成」の1番目の施策の方向「福祉教育の推進」についてですが、地域福祉を推進するためには、子どもから大人まで、みんなが相手に対する思いやりの気持ちを持つことが大切になります。

こうした気持ちは、子どものころからの様々な社会体験やボランティア活動などを通じて培われることが多いことから、そうした体験の機会を多く設けることが必要だということで、5つの「推進の方向」と「主要な施策」を載せております。

これらの取組状況についてですが、「世代間交流」や「地域での交流」は概ね各分野で実施されていて、その必要性についても理解はされているという風に考えております。

続いて2ページの「地域福祉を推進する人材の育成」については、地域福祉活動を推進するために、民生委員さんやボランティア、NPO法人などの社会資源の育成や活動支援を行っていますが、特に社会福祉協議会のボランティアセンターの活動がその中心となっています。

7つの「推進の方向」の中では、「地域福祉コーディネーターの養成」が重要な位置付けになっています。この「地域福祉コーディネーター」は、地域の課題解決に向けて積極的に地域の団体や関係機関、ボランティアなどと連携して、さまざまな活動のコーディネートを行い、地域のリーダーとして積極的に地域活動を展開し推進させる役割となっておりますので、継続的な人材養

成と実際に地域で活動できるようなレベルアップ研修の実施が必要になってきます。

次に3ページ目上段の「地域における住民の福祉活動の創出」ですが、地域で活動する団体が行政や町内会などと連携して、いろいろな形で支えあい活動を実現する取組みを進めるということで、1番目に「地域福祉活動実践塾」事業を載せておりますが、これは地域の課題は地域で解決する、そしてその解決に向けて地域がつながることによって地域の力が向上するという事業ですが、実際に社会福祉協議会で実施していただき事業提案もなされてはいたんですが、現在のところ事業実施には至っておりません。

下段の「地域福祉情報ネットワークの構築」については、地域福祉活動を進めるために、地域に関する生活課題・福祉ニーズ・人や組織などの情報が必要であることから、社会福祉協議会の中に「地域福祉情報センター」を整備して、情報を集めたり管理したりする他に、「地域福祉コーディネーター」を通じた「地域福祉活動実践塾」と「地域福祉推進会議」との連携でネットワーク化を図ろうとするものですが、このネットワークは、コーディネーターが養成できなかったり、地域福祉計画の推進管理をする地域福祉推進会議が立ち上がっていなかったり、いろいろな要因で着手できませんでしたが、地域の福祉情報を集約して地域に還元することは、必要なことだと思うるので、今後もその手法については検討する必要があると考えております。

次は4ページの2つめの基本目標「総合的な保健福祉サービスの推進」についてですが、1つ目の施策の方向「適切な保健福祉サービスの推進」については、利用者自らがサービスを選択する時代になったため、サービスの質と量を確保するとともに、市民が必要とする福祉サービスについて、いつでも相談できる体制が求められるようになってきております。専門的な相談については市役所で受けることができますが、身近な地域での総合相談窓口の体制づくりは、行政だけの対応では困難ですので、やっていただける機関の選定や相談員あるいは「コミュニティソーシャルワーカー」の養成などの課題を整理する必要があるので、現在まで検討はされております。また、「コミュニティソーシャルワーカー」についても、地域で支援を必要とする人を把握して相談に応じたり、それらの人を適切なサービスにつなぐ役割を果たすためには、専門的な研修も必要であって、その人材養成のシステムや財源等に関しても今後の検討になりますが、現在のところ未着手となっております。

続いて5ページの「福祉に関する情報提供体制の整備」ですが、市民が必要な時に、いつでも必要な保健福祉サービスに関する情報を入手できるよう、様々な媒体を活用した情報提供を行うということで、5つの施策をのせております。2番目の「保健福祉情報ネットワーク」については、情報化の基盤整備が進まず情報交換やメール相談などができるネットワーク化は進んでいません。ただ、できるだけタイムリーに市民に情報を提供するため市のホームページの充実を図っているところです。3番目の事業者の情報公開制度については、利用者が事業者を選ぶ際の目安になるものですが、老人福祉施設には義務的な制度がありますが、障がい者や児童施設は任意の制度のため、あまり普及していない状況です。

6ページ上段の「健康・生きがいづくりコミュニティの推進」については、誰もが健康で生きがいを持って生活を送ることができるように、健康づくりを積極的に進めるとともに、生きがいづくりや社会参加を支援することによって、年齢にとらわれずに健康で地域活動に積極的に参加

し、地域社会を支える役割を担っていただくという考え方です。健康づくりや生きがいづくりはそれぞれ進んでいる状況にありますが、最近の社会経済情勢から高齢者・障害者・母子の就労については厳しい状況となっておりますので、国や道の施策と連携しながら情報提供や相談体制の充実を図っているのが現状です。

下段の「サービス利用者の権利擁護」についてですが、サービスの適切な利用を促すために、判断力が不十分な人に対して、「成年後見制度」や「地域福祉権利擁護事業」の2つの権利擁護体制が整備されていますので、これらの制度の普及啓発に努めているところですが、現在の利用者はあまり多くありません。今後ますます認知症高齢者が増加してきますので、より一層の周知と対象者の発見把握に務めることとしています。

次に7ページの「石狩市地域福祉ケアシステムの構築」についてですが、これは、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが安心して生活を送ることができるよう、地域住民を中心としたネットワーク（組織体）によって、何らかの支援を要する方々への相談・見守り体制づくりを構築しようとするもので、推進の方向として8つの施策が載っていますが、ほとんどが各分野のネットワークの強化という位置付けになっておりまして、それぞれにおいて連携体制は進んできている状況だと思います。

最後は8ページになりますが、3つ目の目標「官と民によるパートナーシップ社会の形成」については、3つの施策の方向を示しておりまして、1つ目が「住民主体による計画推進管理体制の整備」ですが、これについては地域福祉計画策定後においても、計画の進行管理を行う組織をつくり、行政、市民、事業者が一体となった計画推進体制を構築しようということで、今年の4月に推進会議が設置されました。2つ目の「社会福祉協議会との連携体制の推進」は、法的にも地域福祉推進の中心的な役割を担うことが定められている社会福祉協議会への支援を行うことは、身近な地域で行われている福祉活動を間接的に支援するという形になりますので、実践計画の策定や法人運営、事業について、連携と支援を実施しているところです。最後の「協働・連帯による地域再生の推進」については、行政と市民が協働関係を築くことで生まれる大きな創造力を生かして、地域おこしに結び付くような地域密着型の生活支援サービスを3つの「重点プロジェクト」として位置付けました。

1つ目の「商店街を活用したサロンの設置促進」は、商店街でのサロン化は出来ていませんが、集会所での高齢者のサロンは実施されていますし、一般住宅を利用した地域交流の場として「地域食堂きずな」が開設されている状況にはなっています。その他、厚田区でも交流の場があると聞いております。

2つ目の「地域密着型移送サービスの促進」については、平成18年3月から「福祉有償運送事業」を開始しておりまして、現在は法律で定められた運送制度としてNPO法人や社会福祉法人の7団体が活動しております。また、過疎地有償運送の方でも厚田区でライフサポートの会というのが立ち上がっておりまして、来年度からの本格実施に向けて試験運行中となっています。

3つ目の「地域密着型の除雪サービスの促進」については、既存の事業については全市的に行われているという状況では無いので、地域の実状を見て新たな仕組みを検討しているところです。実際に厚田区ではその動きが出ています。

以上で、現行計画の進捗状況の説明を終わります。

○久保田課長:社会福祉協議会の久保田でございます。私の方で第3期地域福祉実践計画とその進捗状況について、ご報告させていただきます。

第3期実践計画は、資料3となっておりまして、市地域福祉計画が平成17年に策定後、平成17年後半より策定作業を開始いたしまして、平成19年度スタートの年、目標年度を平成21年度と定めた3年間の計画となっております。この間、特筆すべきことといたしましては、市地域福祉計画との一番の違いは、市村合併がございまして、合併後の新しい計画ということでございます。

策定作業の方法でございますが、資料3の3ページにございます「地域福祉活動実践塾」と称しまして、市内福祉関係者はもとよりPTAや農協で活躍されている方々を募った中で、地域を分け5つの班を作り、自分達の地域の課題、また市地域福祉計画をより具現化する形でワークショップ、グループワークを重ねる手法によりまして実践計画を策定したところでございます。その実践計画の内容は、資料3の16ページをご覧いただきたいと思います。市の地域福祉計画を具体化するというところで、社協独自の基本理念を「安心して生活できる地域力を高める」といたしまして、基本目標を1.人が交わる地域をつくる 2.活力のある地域をつくる 3.安心感のある地域をつくる とし、それぞれ具体的な事業内容を定め、その事業内容の開始年度と計画年度、そして役割分担、市民が行うのか社協が行うのか行政が行うのかというような役割をそれぞれグループワークで定めたところでございます。

続いて、進捗状況でございますが、資料の8をご覧いただきたいと思います。

1番目の基本目標「人が交わる地域をつくる」につきましましては、概ね計画された項目について、実践されているところです。2番目の基本目標「活力のある地域をつくる」でございますが、この中で計画されている地区社会福祉協議会の連合会化、あるいは次のページに(4)地域企画事業サポート・プロジェクトとございまして、これはまさに地域福祉活動実践塾で企画した地域独自の事業でございますが、これらの具体化については、残念ながら未着手となっているところでございます。3番目の「安心感のある地域をつくる」でございますが、(1)の地域の中の介護保険事業につきましましては、民間事業所の参入がなくサービス供給がなされない地域でのサービス提供は、平成21年度より浜益区の特別養護老人ホーム等の指定管理を受託し運営を開始しているところでございます。以上、簡単ではありますが地域福祉実践計画の概要と進捗状況について説明をさせていただきました。

○櫛引課長:次に、会議次第の11「アンケート調査結果の報告」についてであります。資料9の「地域福祉計画」に関する基礎調査報告書の本編のほうの1ページと2ページをご覧願います。ここでは、「第1章 調査の概要」として、調査目的、調査内容、調査対象、調査方法、調査期間、回収率、調査結果の見かた及び分析方法について記載しています。

まず、調査目的についてであります。本調査は、平成21年度において次期の地域福祉計画を策定するにあたり、地域福祉に関する市民意識や市民の声を把握し、計画策定に反映させるた

めの基礎資料とするため実施したものであり、調査内容としましては、前回の調査を基本的に受け継ぐ形で40を超える設問を設定したところであります。調査対象は、平成20年12月1日現在で満16歳以上の市民とし、標本数は1,000人、抽出法は無作為標本抽出法のうち層化抽出法を採用したところであります。なお、詳細につきましては、1ページの下段に記載していますので、後ほどご覧いただければと存じます。調査方法は、調査対象者に調査票を郵送し、返信用封筒を用いて回収したところであります。調査期間は、平成21年1月15日から1月30日までで、1,000人に配付し、422人から回答をいただきましたので、回収率は42.2%となったところであります。調査結果の見かたについてであります。回答は、原則として各設問の無回答を除く回答数に対する百分率で表していますが、複数回答を求める設問では、合計が100%を超える場合があります。なお、(4)で「本文中にある以下の記号の意味は次のとおりである。」とありますが、ここでいう本文とは「資料編」のほうの本文を指しておりますので、よろしくお願いします。調査結果の集計は、各設問の回答に対する「単純集計」のほか、回答者の性別、居住地域及び年齢の属性と各設問の回答をクロスさせた「クロス集計」を行うことにより地域福祉に関する市民意識や市民の声を分析したところであります。

次に、3ページをお開き願います。ここでは、「第2章 調査結果」として、3ページから64ページまで記載していますが、かなりのボリュームがありますので、特徴的なもののみいくつか説明させていただきます。

4ページをお開き願います。ここでは、性別について記載していますが、「男性」38.7%、「女性」61.3%と、男性に比べて女性の占める割合が極めて高くなっているのが特徴的です。

次に、17ページをお開き願います。ここでは、現在の生活の経済的な状況について記載しています。予想に反して、「そうでもない」が54.8%と最も高く、次いで「やや苦しい」27.8%、「とても苦しい」12.8%の順になっているのが特徴的です。

次に、57ページをお開き願います。ここでは、社会福祉協議会の認知度について記載しています。「民生委員・児童委員」、「社会福祉協議会」、「NPO法人」の中で、「聞いたことがない」人の割合は「社会福祉協議会」が最も高い15.9%となっているのが、特徴的です。

次に、65ページをお開き願います。ここでは、「第3章 調査結果の分析」として、65ページから73ページまで記載しています。地域活動への参加については、特に参加していないと回答した270人のうち81人が今後何らかの地域活動に参加したいと回答しています。これは、不明を除く回答の30.7%であり、約3割の人が今後は参加したいと考えていることから、今後、活動する意思はあっても、何らかの理由で活動に参加していない人をどのように巻き込み、活動へと結びつけていく工夫が必要であると考えます。

次に、66ページをご覧ください。地域の中でのお手伝いについては、特に何もしていないと回答した276人のうち複数回答ではありますが、409人がその理由について回答しています。なお、お手伝いしない理由として、「手伝いを必要とする人が身近にいない、必要とされたことがないから」、「手伝いをするほど親しい人がいないから」、「手伝いをする時間的余裕がないから」などが多くなっていますが、「おせっかいになるような気がするから」、「どのようにしてよいか、わからないから」、「手伝いすることに気恥ずかしさを感じるから」と回答した人も計60人い

ます。このような人たちは、ちょっとしたきっかけがあれば、地域の中でお手伝いをする可能性が高い人たちと考えられることから、このような人たちにお手伝いをするきっかけをつくっていく工夫が必要であると考えます。

次に、67ページをお開き願います。ボランティア活動への参加については、活動に参加したことがないと回答した303人のうち96人がぜひ参加したい、または、できれば参加したいと回答しています。これは、回答の31.7%であり、約3割もの人が今後は参加したいと考えています。特に、ぜひ参加したい、または、できれば参加したいと回答している96人のうち、「活動したい気持ちはあるが、きっかけがつかめない」、「参加したいがどこへ行ったらよいかわからない」と回答した人は48人、全体では90人もいます。このような人たちは、ちょっとしたきっかけがあれば、ボランティア活動に参加する可能性が高い人たちと考えられることから、このような人たちにボランティア活動に参加するきっかけをつくっていくとともに、現在、活動に参加している人たちに、今後も継続してもらうための工夫も必要であると考えます。

次に、68ページをご覧ください。高齢期を迎えるにあたり不安に感じることで、「健康について」、「寝たきりや認知症になること」、「生活費について」などが多くなっています。なお、回答者408人のうち338人が複数回答しており、これは回答の82.8%であり、約8割もの人が複数の不安を感じています。このため、今後は市民にとって必要な情報を適切に提供することはもちろんのこと、市民が気軽に相談できる窓口体制の充実も必要であると考えます。

また、高齢期に住みたい場所として、「現在の住居に住み続けたい」、「交通や買物に便利なところで暮らしたい」、「環境のよいところで余生を過ごしたい」、「自立した生活ができる施設で暮らしたい」などが多くなっています。しかしながら、30ページの住み続けたい理由が「家・土地があり昔から住んでいるから」が最も高いことから、「現在の住居に住み続けたい」と回答した人のうちかなり多くの割合の人が消極的な意味合いでこの選択肢を選んだのではないかと推測されることから、今後も交通環境の維持向上や施設整備に努めるとともに、過疎地における買物や通院などの支援策を講じていくことが必要であると考えます。

次に、69ページをお開き願います。高齢期を迎えるにあたり不安に感じることで、最も高いのが「健康について」であり、回答者の半数以上が「栄養のバランス等、食生活に気をつける」や「適度の運動をする」に注意を払っています。しかしながら、健康づくりのため必要な保健サービスとして最も高いのが「健康診査内容の充実と機会の増加」であるにもかかわらず、「定期的に検診を受ける」と回答した人は半数にも満たない状況であります。このため、市民が生涯にわたって健康でしあわせに暮らすことができるように、検診の受診率向上に努め、市民が自分の健康状態を十分把握することで、これまでの生活習慣を見直すきっかけとなるような機会を増やすための工夫も必要であると考えます。また、対象者に対するフォローアップ体制の強化・指導効率の向上等を図ることによって、単に病気の早期発見や治療にとどまらず、生活習慣病に起因する壮年期死亡や障害を予防し、健康寿命の延伸と生活の質の向上を図る必要性が高まっています。健康づくりのために知りたい情報として「年齢などに応じた健康運動法」、「生活習慣病予防のための日常生活上の心得」、「食生活のあり方」などが多くなっていることから、市民が主体的に日々健康づくりを行うことができるように、これらの情報をわかりやすく提供するための工夫

も必要であると考えます。

次に、70ページをご覧ください。地域で支え合っていく上で必要なこととして「隣近所の住民同士の普段からの付き合い」、「ひとりで暮らしている高齢者の見守りなどの活動」、「地域が行う防災活動などの日常的な協力活動」などが多くなっています。特に「隣近所の住民同士の普段からの付き合い」については、4人に3人の割合で必要と考えており、普段からの近所付き合いの必要性を強く認識していることがうかがえます。なお、地域における助け合いを活発にするために重要なこととして、「学校教育等での福祉教育を充実する」、「福祉に関する情報を得やすくする」、「市や関係団体での専門職員を充実する」などが多くなっていますが、その他の項目も一定程度の割合の回答を得ていることから、市や社会福祉協議会が民生委員・児童委員やNPOなどとの連携のもと、幅広い分野で地域福祉推進のための施策を推進していくことが必要であると考えます。しかしながら、社会福祉協議会、民生委員・児童委員及びNPOの認知度については、言葉だけ知っている人を含め、社会福祉協議会が84.2%、民生委員・児童委員85.8%、NPOが93.1%といずれも高い割合を示していますが、民生委員・児童委員については、「知っているが、地域の担当の人までは知らない」63.1%、「民生委員・児童委員という人がいるのを知らなかった」14.4%と地域の担当の人を知らない人は約8割もいる状況です。このように、民生委員・児童委員に関しては、地域住民との関わりは大きいとは言えず、これは地域社会における共同体としての意識の希薄化により、地域における情報収集が年々困難になってきていることが原因ではないかと考えられます。このため、民生委員・児童委員の活動紹介などを通じて市民への理解を深めていくとともに、行政から民生委員・児童委員へ必要な情報を適切に提供するための工夫も必要であると考えます。なお、市では毎年民生委員・児童委員の情報を市の広報紙でお知らせしていましたが、本年度からは市のホームページでも情報提供を行ったところであります。また、今後、社会福祉協議会の広報紙でも民生委員・児童委員の活動を紹介していただくようお願いしたいと考えているところであります。

次に、71ページをお開き願います。ここでは、71ページから73ページまで地域ごとの特徴を記載しています。

次に、73ページをお開き願います。ここでは、各地域の特徴を要約したものを記載しています。はじめに、石狩地域についてであります。ボランティア活動への参加については、「現在活動に参加している」と回答した人の割合は7.5%と最も低いものの、ボランティア活動への参加については、「ぜひ参加したい」、「できれば参加したい」と回答した人の割合は35.2%と最も高いことから、工夫次第ではボランティア活動が活発になる可能性を秘めた地域であると思われます。このため、この地域においては、市民にとって「自分ができることは何か」、「自分がしたいことは何か」、「どのような条件であれば参加できるのか」など市民の立場に立ってきめ細やかなボランティア活動を展開していくことも必要と考えます。次に、厚田地域についてであります。転居したい理由として「買い物など生活に不便だから」と回答した人の割合は50.0%であり、高齢期を迎えることへの不安についても「寝たきりや認知症になること」と回答した人の割合が73.7%と最も高くなっています。

このため、この地域においては、健康づくり・介護予防とともに買物支援などの取り組みも必要

と考えます。次に、浜益地域についてであります、「様子を見に行ったり、声をかける」や「車で送り迎えをするなど外出の手助けをする」など何らかのお手伝いの経験のある人の割合は70.0%であり、ご近所との付き合いも、「満足している」と回答した人の割合が45.5%と最も高いことから、比較的地域における福祉コミュニティが確立している地域と思われます。しかしながら、ボランティア活動に参加していない、できない理由として、「健康に自信がない」と回答した人の割合が66.7%と最も高く、高齢期を迎えることへの不安についても「寝たきりや認知症になること」と回答した人の割合が54.5%と高くなっています。このため、特に高齢化率の高いこの地域においては、地域における高齢者の見守りや健康づくり・介護予防に対する取り組みが必要と考えます。

なお、ここで資料10の「地域福祉計画」に関する基礎調査報告書の資料編の表紙をご覧ください。この資料編では、アンケート調査の調査票、各設問の単純集計、男女別・居住地別・年齢別の3種類のクロス集計及び本編と重複しますが自由記述について記載しています。なお、こちらにつきましては、後ほどゆっくりとご覧いただければと存じます。

次に、会議次第の12「推進会議の進め方」についてであります、資料11の「計画の原案策定までのイメージ」をご覧ください。

1ページでは、「石狩市地域福祉計画」及び「第3期地域福祉実践計画」の理念と基本目標について記載していますが、1のところで記載しておりますとおり、基本的に現行の計画の理念と目標を踏襲していきたいと考えています。

次に、2ページをお開き願います。第1回推進会議では、2のところで記載しておりますとおり、基本目標ごとにコミュニティ部会、サービス部会、パートナーシップ部会の3つの推進部会を設置し、第2回推進会議では、3ページの3のところで記載しておりますとおり、推進部会ごとに地域福祉の課題を整理していただくこととしました。

次に、5ページをお開き願います。第3回推進会議では、4のところで記載しておりますとおり、課題を解決するための施策の方向性を明らかにし、第4回推進会議では、6ページの5のところで記載しておりますとおり、施策の具体的な推進項目を明らかにしていただくこととしました。

次に、7ページをご覧ください。今後、第5回から第7回推進会議で、6のところで記載しておりますとおり、推進項目を実施するにあたり役割分担を明確にし、9ページの下の方の7のところで記載しておりますとおり、推進会議での議論を踏まえ計画の素案を策定し、第8回推進会議で、8のところで記載しておりますとおり、パブリックコメントでの意見を踏まえ計画の原案を策定していただくこととしました。

次に、会議次第の14「推進部会の立ち上げ」についてであります、資料12の「推進部会メンバー(案)」のとおりコミュニティ部会、サービス部会、パートナーシップ部会の3つの部会を立ち上げ、コミュニティ部会の部会長に白戸一秀さん、サービス部会の部会長に向井邦弘さん、パートナーシップ部会の部会長に石狩市民生委員児童委員連合協議会会長の嶋田哲夫さんをそれぞれ選出しました。

続きまして、第2回の推進会議は5月20日に開催したところであります。

それでは、第2回の会議次第をご覧ください。まず、会議次第の2「策定方針について」であります。原案どおり了承をいただきました。

次に、会議次第の3「地域福祉の課題整理」についてであります。資料2の「地域福祉を取り巻く現状と課題」をご覧ください。1ページの「1 石狩市の特性」は市のホームページから引用したものです。2ページをご覧ください。ここでは、本市の総人口の推移と将来人口の推計について記載しています。(1)の総人口の推移のグラフでは、現在も人口が増加しているように見えますが、実は平成19年12月末現在の61,473人がピークで、近年は減少傾向にあります。また、(2)の将来人口の推計のグラフのとおり、この人口の減少傾向は今後も続くものと思われます。3ページをご覧ください。ここでは、高齢者の状況について記載していますが、高齢者人口、高齢化率、要介護認定者数のいずれも増加傾向にあります。4ページをご覧ください。ここでは、障がい者の状況について記載していますが、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のいずれも増加傾向にあり、人口に占める割合も増加しています。5ページをご覧ください。ここでは、子ども・子育て家庭の状況について記載しています。年少人口率は依然として減少傾向にありますが、年少人口はようやく横ばいに、また、合計特殊出生率は、平成19年によく増加に転じています。6ページをご覧ください。ここでは、生活困窮者の状況と限界集落の状況について記載していますが、生活保護の保護世帯数は増加傾向にあり、その半分は高齢者世帯であります。7ページをご覧ください。ここでは、地域の状況として石狩・厚田・浜益の3地域別の人口、高齢化率、年少人口率について記載しています。3地域ともに昨年よりも人口が減少し、高齢化率が増加していますが、年少人口率は、厚田地域以外はわずかながら増加しています。8ページをご覧ください。ここでは、福祉ボランティアの状況について記載しています。

ボランティア登録状況は、総じて増加傾向にありますが、ボランティア連絡協議会未加入分は15.8%増と大きく増加しているのに対し、ボランティア連絡協議会加入分は9.3%も減少しています。また、ボランティア関連事業の実績であります。このうち20年度のボランティア相談件数は前年度に比較して48.0%増の3,818件となっています。9ページをご覧ください。ここでは、NPO法人の状況について記載しています。市内を活動範囲とするNPO法人は18法人であり、このうち福祉・子ども・スポーツ振興・医療を主な活動分野とするものが11法人となっています。10ページから14ページにかけては、「地域福祉計画」に関する基礎調査をもとに記載していますが、これにつきましては、先ほどご説明しましたので、詳しい説明は省略いたしますが、1点のみ説明させていただきます。10ページをご覧ください。ここでは、地域活動への参加について記載しています。地域活動への参加状況は、自治会・町内会の活動が13.8%減となっているなど軒並み減少している反面、特に参加していないが14.3%増となっています。また、今後参加してみたい地域活動は、文化・教養・趣味のサークル活動が14.6%減となっているなど、こちらも軒並み減少している反面、特に参加するつもりはないが22.8%増となっています。これらのことから、今後ますます地域活動に参加する人の割合は、減少していくのではないかと危惧されるところです。

また、資料3の「地域福祉の課題整理の作業手順」につきましては、第2回推進会議において、ワークショップ形式で部会ごとに「地域福祉の課題」について議論していただくために用意した

ものであります。

次に、会議次第の４「地域福祉懇談会について」であります。資料４の「地域福祉懇談会の概要」をご覧ください。この度の計画策定にあたりましては、地域の皆さんの声をできる限り計画に反映するため、本年４月に市民会議である「石狩市地域福祉推進会議」を設置したほか、７月に厚田・浜益区において「地域福祉懇談会」を開催し、１０月には計画素案に対するパブリックコメントを実施する予定であります。この懇談会は、地域福祉の視点から、地域の皆さんが日頃感じていること、地域で取り組んでいることなどを座談会形式で話し合っていただくことにより、地域福祉に対する意識や地域に対する思いが盛り上がっていくことを期待して実施したいと考えているものであります。なお、開催日時及び会場ですが、厚田会場は７月２２日（水）午後６時から厚田保健センター１階多目的ホールで、また、浜益会場は７月２４日（金）６時から浜益支所１階第１会議室で開催することとなりました。

続きまして、第３回の推進会議は６月８日に開催したところであります。

それでは、第３回の会議次第をご覧ください。まず、会議次第の２「地域福祉の課題について」であります。資料２の「各部会から出された地域福祉の課題」をご覧ください。この資料は、第２回推進会議において、会員の皆さんにそれぞれホワイトボードにカードを貼ったり、グループ分けのために線を引いたりしていただいた内容を表形式で記載したものであります。１ページはコミュニティ部会、２ページはサービス部会、３ページはパートナーシップ部会から出された課題をそれぞれ記載しております。

次に、会議次第の３「課題を解決するための施策の方向性について」であります。資料３の「各部会への課題の振り分け（案）」をご覧ください。資料２をもとに事務局のほうで課題を整理した上で、３つの部会に振り分けをしたものが、資料３であります。会員の皆さんから出された課題は、それぞれ密接につながっておりますが、３つの部会に分かれて課題の解決策を個別具体的に検討していただきやすいように、コミュニティ部会には「地域共同意識・福祉意識の醸成」「ふれあいの場・参加の機会の確保」「地域活動組織の強化・活性化と連携の方法」の３つの課題を、サービス部会には「サービスの充実」「相談体制の充実」「人材の育成」「健康・生きがいづくり」の４つの課題を、パートナーシップ部会には「情報の共有」「要援護者への対策」「地域福祉のつながり」「福祉活動への支援」の４つの課題をそれぞれ振り分け、そして３部会共通の課題として「過疎・小規模集落の対策」「地域ごとの特性を踏まえた施策・活動」の２つの課題を設定したものであります。第３回推進会議においては、この課題の振り分け（案）をもとに、部会ごとに課題を解決するための施策の方向性について議論していただきました。

続きまして、第４回の推進会議は６月２６日に開催したところであります。

それでは、第４回の会議次第をご覧ください。会議次第の２「施策の方向と推進項目について」であります。資料２の「各部会から出された課題を解決するための施策の方向性」をご覧ください。この資料は、第３回推進会議において、会員の皆さんからいただいたご意見を部会ごとに表形式で記載し、それをもとに事務局のほうで施策の方向を記載したものであります。次に、資料３「地域福祉推進のための施策の方向と推進項目」をご覧ください。この資料は、より議論しやすいように事務局のほうで資料２から導き出された施策の方向ごとに具体的な推進項目をいく

つか記載したものであります。第4回推進会議においては、この資料をもとに、部会ごとに具体的な推進項目について議論していただきました。

これまでの推進会議における計画策定の経過は、以上のとおりであります。今後、7月22日に厚田区で地域福祉懇談会を開催、7月24日に浜益区で地域福祉懇談会を開催、8月5日に第5回推進会議を開催、8月中旬から下旬にかけて市内6地区の民生委員児童委員協議会との意見交換会を開催、9月上旬及び下旬頃に第6回及び第7回推進会議を開催、10月1日から1か月間パブリックコメントを実施、10月上旬に本審議会を開催し、計画の原案を報告、11月に第8回推進会議を開催し、パブリックコメントでいただいた意見を踏まえ最終的な計画案を策定、そして12月頃に本審議会に諮問して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

私からの説明は以上です。

○**後藤会長**:長時間の説明ありがとうございます。今の説明では、まだ、計画原案の策定中ですが、推進会議の議論の中で我々審議会委員の意見が反映される可能性があるということです。ですので、こういう視点で議論していただきたいというような要望意見等があれば伺って参りたいと思います。

質問からでも結構ですが、何かありませんか。

では、私の方からよろしいでしょうか。

こうやって今、頑張って市が膨大な計画を作っても、市民が知らなければ計画として全然機能しないことになると思うのですが、市の計画を市民が知る方法についてどう考えていますか。ホームページを見られないような人達もたくさん居るわけですから、そういう人達にも情報が行き渡るような実効性のある提供方法というものを考えていく必要があるのではと思います。今の福祉行政というのは、大体が申請主義ですから、申請しなければ何もサービスを受けられないという状況になっています。そういう状況を破ってこちらからアプローチする手法は取れないものでしょうか。

二つ目ですが、サービスを必要としている人達を発見してこちらから出て行くという姿勢が、もっと強く出ていいのではないかと。そのための計画を立てて欲しいと思っています。

○**櫛引課長**:会長からお話いただいた件につきましては、地域福祉推進会議のパートナーシップ部会の中でも、情報の共有の必要性・重要性ということで議論されておりますし、申請主義のお話で言えば、情報を必要とする家庭には町内会や民生委員が核となって個別に訪問する必要もあるのではないかとという意見も出たところです。

○**後藤会長**:私の言っていることはそういうことですので、計画の中で具体化していただければと思います。

○**若林委員**:アンケートの結果を見ると、私が感じていることと同じ回答が出ていますので、これをたたき台にして今後の福祉行政に活かして市民・関係者・行政の3位一体で進めて、

住みよい地域環境づくりをしていただきたいと思います。

○木村委員:特に厚田・浜益地域において、高齢化が進行する一方で地域のボランティアだとかコミュニティのつながりだけではどうにもならない状況もあり、そもそも福祉だけで解決できない問題もあると思いますが、まちづくりの視点からの議論は会議の中でありますか。

○榑引課長:今回の地域福祉計画の策定においては、限界集落対策が一つの大きなテーマですので、先程の説明にもありました厚田・浜益地域での懇談会の中から地域の課題や計画に盛り込むべき事項を選別していきたいと考えております。

○後藤会長:他に要望等はございますか。
そうすると、こういう形で計画作りが進んでいくと、最終案はいつ頃になりますか。

○榑引課長:最終案は、まず10月にパブリックコメントを実施しまして、その意見を反映させた修正案を11月に策定しますので、それをもとに12月に本審議会に諮問する予定となっております。

○後藤会長:今の説明ですと、これから審議会として計画策定に関して要望する機会は少ないと思いますので、各自でじっくり考えて事務局に意見を述べるということは可能かと思います。

○鎌田部長:これからは、少ない機会の中でご意見等をいただくこととなりますので、資料提供につきましては、地域福祉推進会議の進行に合わせてその都度配布させていただきます。できれば、各委員ごとに事務局までご意見をいただければと考えておりますので、よろしくお願い致します。

○後藤会長:そうしていただけると助かります。この計画は石狩市の福祉計画の根幹となるような計画だと認識していますので、審議会としてもできるだけ意見の反映を心掛けていきたいと思います。委員の方々も資料が届きましたら、直接事務局の方にご意見をお願いします。それでは、これで3番目の報告案件を終わります。

4. その他

○後藤会長:最後に、「その他」として事務局から何かありますか。

○榑引課長:次回の審議会の開催については、先程ご説明いたしましたが、計画素案が9月末に出来上がりますので、10月上旬の開催予定とさせていただきます。

○後藤会長:次回は10月上旬ということでよろしくお願いします。

これで、本日の日程はすべて終了いたしました。

皆様には大変お忙しい中、ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

平成 2 1 年 7 月 2 9 日 議事録確定

石狩市社会福祉審議会

委 員 若 狭 重 克